

宮古市行政手続条例骨子図

第1章 総則

第1条 目的等

― 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資する。

第2条 定義

― この条例の用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 条例等 条例及び規則(規定を含む)をいう。
- (2) 法令 法律及び法律の基づく命令並びに条例等をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき許認可等を求める行為で、行政庁が諾否の応諾をすべきものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が条例等に基づき特定の者を名あてとし、直接に義務を課し、又は権利を制限する処分をいう。
- (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関で独立の権限を有する者をいう。
- (7) 行政指導 市の機関が一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導等の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているものをいう。

第3条 適用除外

― 次の処分及び行政指導は、第2章から第5章までの規定は適用しない。

- (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて市長又は徴税吏員がする処分及び行政指導
- (2) 学校等において教育等のために学生等に対してされる処分及び行政指導
- (3) 公務員及び公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (4) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (5) 利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる処分及び行政指導
- (6) 公衆衛生等その他の公益に関わる事象が発生し、又はその可能性がある現場において法律若しくは条例上直接に権限を与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (7) 報告を命ずるなど職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (8) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章などに規定する聴聞等の手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

第4条 国の機関等に対する処分等の適用除外

― 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分等を適用除外とする。

第2章 申請に対する処分

第5条 審査基準

― 許認可等をするかどうかを判断するために必要な審査基準を定めるとともに、原則として公にする。

第6条 標準処理期間

― 申請に対する処分の標準的な期間を定めるように努めるとともに、これを定めたときは公にする。

第7条 申請に対する審査及び応答

― 申請が行政庁の事務所に到達したときは、遅滞なく審査を開始しなければならないこととし、かつ、申請の形式上の要件に適合しない申請について補正を求め、又は許認可等を拒否しなければならない。

第8条 理由の提示

― 許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に処分の理由を示さなければならない。

第9条 情報の提供

― 申請者の求めに応じ、審査の進捗状況等の必要な情報を提供するよう努める。

第10条 公聴会の開催等

― 申請者以外の利害の考慮が条例等において要件とされているものは、必要に応じ、公聴会開催その他意見を聴く機会を設けるよう努める。

第11条 複数の行政庁が関与する処分

― 他の行政庁で関連する申請が審査中であることをもって、自らの処分を遅延させないものとし、複数の行政庁は必要に応じ、説明の聴取を共同して行うなど審査の促進に努める。

第3章 不利益処分

第1節 通則

第12条 処分の基準

― 不利益処分をするかどうかなどの判断をするために必要な処分基準を定めるとともに、公にするよう努める。

第13条 不利益処分をしようとする場合の手続

― 許認可等の取消し、名あて人の資格はく奪等の不利益処分をしようとする場合は原則として聴聞を行う。それ以外の不利益処分をしようとするときは、原則として弁明の機会を付与する。

	第14条 不利益処分 理由の提示	——不利益処分をする場合は、名あて人に処分の理由を示さなければならない。
第2節 聴聞	第15条 聴聞の通知 方式	——聴聞を行う期日までに相当な期間において書面により通知しなければならない。
	第16条 代理人	——聴聞の当事者は、聴聞における代理人を選任できる。
	第17条 参加人	——聴聞の主宰者は、利害関係者が、聴聞手続に参加することを許可することができる。
	第18条 文書等の閲覧	——聴聞の当事者等は、不利益処分に係る資料の閲覧を求めることができる。
	第19条 聴聞の主宰	——聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。
	第20条 聴聞の期日 における審理の方式	——不利益処分の根拠条項の説明等審理の方式を定める。
	第21条 陳述書等の提出	——不利益処分の当事者等は、聴聞の出頭に加え陳述書等を提出できる。
	第22条 続行期日の指定	——主宰者は、聴聞の結果、必要と認めるときはさらに新たに期日を定めることができる。
	第23条 当事者の不出頭 の場合における聴聞の 終結	——主宰者は、聴聞の当事者が不出頭の場合は、聴聞を終結できる。
	第24条 聴聞調書及び 報告書	——主宰者は、聴聞調書等を作成し、行政庁に提出する。
	第25条 聴聞の再開	——主宰者は、聴聞の終結後の事情にかんがみ聴聞を再開できる。
	第26条 聴聞を経てされ る不利益処分の決定	——行政庁は、不利益処分に当たり、聴聞調書等を参酌しなければならない。
第3節 弁明の 機会の 付与	第27条 弁明の機会の 付与の方式	——弁明は、原則として書面を提出するものとし、証拠書類を提出できる。
	第28条 弁明の機会の 付与の通知の方式	——弁明書の提出期限までに相当な期間において書面により通知しなければならない。
	第29条 聴聞に関する 手続の準用	——第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与に準用する。
第4章 行政指導	第30条 行政指導の一般 原則	——行政指導の相手方の任意の協力によって実現されることに留意するとともに、行政指導に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。
	第31条 申請に関連する 行政指導	——申請者が行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。
	第32条 許認可等の権限 に関連する行政指導	——許認可等に係る権限等を示し、行政指導に従うことを余儀なくさせてはならない。
	第33条 行政指導の方式	——行政指導の相手方に対し行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示すとともに、相手方からの求めに応じ、特別の支障がない限り書面を交付しなければならない。
	第34条 複数の者を対象 とする行政指導	——同一の行政目的の行政指導にあつては、予め指針を定め特別の支障がない限り公表しなければならない。
	第35条 行政指導の中止 等の求め	——行政指導の相手方は、当該行政指導が法令等による要件に適合しないと思考するときは、行政指導の中止などを求めることができる。
第5章 処分等の 求め	第36条	——何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分、行政指導がなされていないと思考するときは、その旨を行政庁に申し出ることができる。
第6章 届出	第37条	——届出の形式上の要件に適合している場合は、到達したときに手続上の義務が履行されたものとする。
第7章 補則	第38条	——この条例に定めるほか、必要な事項は規則に定める。